

定山溪温泉 PR 隊長かつぽん  
商標使用まにゅある

- ・グッズ制作、販売（かつぽん公認グッズ）
- ・画像使用、印刷物への掲載（非販売品）



一般社団法人定山溪観光協会

「定山溪温泉 PR 隊長かつぼん」は商標登録がされています。

「かつぼんを使用して商品を作りたい」、「印刷物などにかつぼんを使用したい」場合は所定の手続きが必要です。「公認グッズ」「画像使用」それぞれのまにゅあるを参考にして下さい。

## 「かつぼん公認グッズ」まにゅある

一般社団法人定山溪観光協会では、「かつぼん公式グッズ」を制作・販売しています。

当協会以外で「かつぼん」の商標を使用して制作・販売する商品は、全て「かつぼん公認グッズ」となり、個人、企業に関わらず申請手続きが必要となります。

\*「かつぼん公認グッズ」は現在、定山溪温泉内のホテル旅館の売店、土産品店、観光案内所において「かつぼん公式グッズ」と同様に陳列・販売されています。

### 1 申請手続き

定山溪温泉 PR 隊長かつぼん のイラストやロゴなどを用いた商品を販売するためには、必ず一般社団法人定山溪観光協会に申請して下さい。審査のうえ承認されますと「かつぼん公認グッズ」として販売いただけます。

申請先： 一般社団法人定山溪観光協会  
〒061-2302 札幌市南区定山溪温泉東3丁目222  
TEL 011-598-2012 FAX 011-598-2029

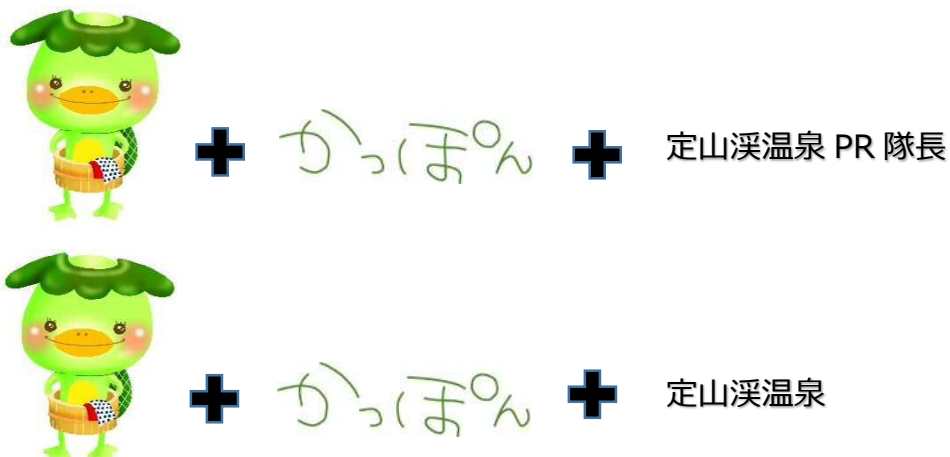
申請単位： 一つの商品ごとに申請が必要です。

使用料： 商標使用料がかかります。（商品の種類、個数に応じます。）

### 2 表示方法

商品（又はその外装等）には、必ず、「かつぼん」のイラストとロゴを表記してください。

また、いずれかの箇所に、著作権表示として「定山溪温泉 PR 隊長」もしくは「定山溪温泉」を明示してください。



例えば、次のような使用は許可できません。

① 「かっぼん」のイラストを変形する



② 「かっぼん」の色を変える。

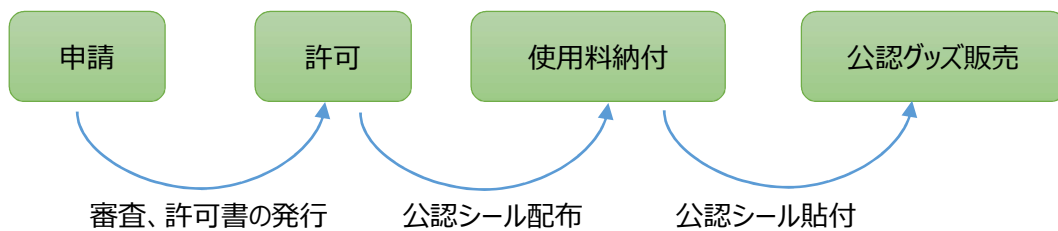


③ 「かっぼん」のイラストだけでロゴを表示しない。

④ 「かっぼん」のイラストを表示しない。

⑤ 著作権表示を明示しない。

### 3 「かっぼん公認グッズ」販売手続き



### 公認シール

「かっぼん公認グッズ」個々の商品には、定山溪温泉 PR 隊長「かっぼん」商標使用許可の証として指定の公認シールを貼付していただきます。シールが貼付されていない商品は「かっぼん公認グッズ」と認められず、販売はできません。

\* 申請いただく際は、【「定山溪温泉 PR 隊長かっぼん」有償販売物への商標使用に関する要綱】をご確認いただけます。詳細につきましては協会事務局にお問合せ下さい。

## 「画像使用」まにゅある

定山溪温泉 PR 隊長かつぼんの画像を使用した印刷物などを製作する場合は、**必ず**一般社団法人定山溪観光協会に申請して下さい。

本まにゅあるに基づき使用承認されるのは、無償提供される印刷物等、もしくは定山溪温泉の観光 PR に寄与する印刷物であり、かつぼん印刷物を販売することを目的とした商品への使用については、「かつぼん公認グッズ」扱いとなります。前記「かつぼん公認グッズ」まにゅあるに従って申請してください。

### 1 申請手続き

申請先： 一般社団法人定山溪観光協会

〒061-2302 札幌市南区定山溪温泉東 3 丁目 222

TEL 011-598-2012 FAX 011-598-2029

申請単位： 使用する印刷物ごとに申請が必要です。

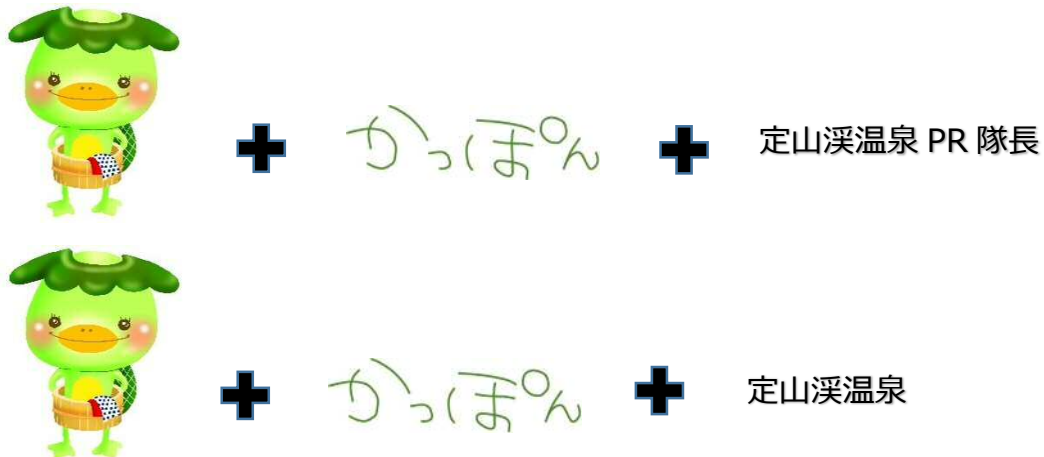
使用料： 原則無償です。（写真撮影が伴う場合、出動料がかかることがあります。）

### 2 使用方法

提供するオリジナルの「かつぼん」をそのままご使用下さい。

「かつぼん」とロゴを表記してください。

また、いずれかの箇所に、著作権表示として「定山溪温泉 PR 隊長」もしくは「定山溪温泉」を明示してください。



例えば、次のような使用は許可できません。

- ① 「かつぼん」のイラストを变形する



② 「かっぼん」の色を変える。



③ 「かっぼん」のイラストだけでロゴを表示しない。

④ 「かっぼん」のイラストを表示しない。

⑤ 著作権表示を明示しない。

### 3 使用制限

かっぼんの使用が次のいずれかに該当するときは、申請は承認されません。

- (1) かっぼん又は定山溪温泉の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) その他「かっぼん」と定山溪観光協会が不相当と認めたとき

### 4 成果物の提出

かっぼんの画像を使用した印刷物やサイトが完成した際は、成果物の提出をお願いします。



「みなさん よろしくお願ひしますぽん♪」

「公認グッズ」、「画像使用」、に関わらず、定山溪温泉 PR 隊長「かっぼん」に関するご不明な点は、下記へお問合せ下さい。

一般社団法人定山溪観光協会

〒061-2302 札幌市南区定山溪温泉東 3 丁目 222

TEL 011-598-2012 FAX 011-598-2029